

短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まります

平成28年10月1日から、**特定適用事業所に勤務する短時間労働者**は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

- ・短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象となると、将来、基礎年金に加え、報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなど、所得保障が手厚くなります。
- ・特定適用事業所および短時間労働者の要件については、以下をご覧ください。
- ・適用拡大の事務手続きについては、平成28年8月下旬にご案内する予定です。

特定適用事業所の要件

【法人・個人・地方公共団体に属する適用事業所】

- 同一事業主の適用事業所^{注1}の厚生年金保険の被保険者数^{注2}の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる場合は、特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

注1 同一事業主の適用事業所

次に該当する適用事業所の単位となります。

- ・ **法人事業所** …… **法人番号が同じ適用事業所**を指します。
- ・ **個人事業所** …… 現在の**適用事業所**を指します。
- ・ **地方公共団体** …… **法人番号が同じ適用事業所**を指します。

注2 短時間労働者を除き、第2号～第4号厚生年金被保険者である共済組合員を含みます。

(法人番号が同じ適用事業所のグループのイメージ)

A ねんきん株式会社
法人番号：1234567890123
被保険者数：300人

B ねんきん株式会社 けんぽ支店
法人番号：1234567890123
被保険者数：250人

同一法人

左図において、Aの適用事業所とBの適用事業所は法人番号が同一であり、**被保険者数の合計が500人を超えるため、A・Bいずれも特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。**

【国に属する適用事業所】

国の機関（立法・司法・行政）を全て合わせて一つの単位として特定適用事業所に該当するかを判断するため、国に属する全ての適用事業所が特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8 万円以上である場合となります。ただし、次に掲げる賃金は除きます。

【除外対象】

- ・ 臨時に支払われる賃金および 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金
(例. 結婚手当、賞与等)
- ・ 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金
(例. 割増賃金等)
- ・ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金
(例. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

※ なお、被保険者資格取得届、算定基礎届等の届出をしていただく際の「報酬月額」については、短時間労働者についても一般の被保険者と同様に、臨時に支払われる賃金以外の時間外手当、精皆勤手当、通勤手当等も含めて届出をしていただくこととなります。

④ 学生でないこと

生徒または学生は適用対象外となります。(雇用保険の取扱いと同様。)

大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が 1 年以上の課程に限る）等に在学する生徒または学生

ただし、次に掲げる方は、被保険者となります。

- ・ 卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- ・ 休学中の方
- ・ 大学の夜間学部および高等学校の夜間等の定時制の課程の方等

【被保険者の取扱いに係る留意事項】

1. 短時間労働者（4分の3未満）の標準報酬月額算定にかかる支払基礎日数の取扱い
短時間労働者の算定基礎届・月額変更届等における支払基礎日数は、各月 11 日以上の勤務日数があるかどうかで判断します。

2. 被保険者資格取得の基準変更

被保険者資格取得の基準（4分の3基準）が明確になります。

改正前	改正後
(a) 1 日または 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数がおおむね 4 分の 3 以上	(a) 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が 4 分の 3 以上
(b) 被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること	(b) 廃止

また、4分の3基準を満たさなくても、特定適用事業所に雇用される短時間労働者で、上記の①～④を満たす者は、被保険者となります。

3. 被保険者資格取得の経過措置

法施行日後の 4 分の 3 基準や上記の①～④を満たしていない場合であっても、法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。

厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます

平成 28 年 10 月 1 日より、厚生年金の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級（第 1 等級：88 千円）が追加されます。

改正前				改正後					
等級	標準報酬		報酬月額		等級	標準報酬		報酬月額	
	月額	円以上	円未満	月額		円以上	円未満		
					1	88,000		~	93,000
1	98,000			~	101,000				
2	104,000	101,000		~	107,000				
3	110,000	107,000		~	114,000				
?				?					
30	620,000	605,000		~					

健康保険等の被扶養認定の同居要件が一部変更になります

平成 28 年 10 月 1 日より健康保険・船員保険の被扶養認定における兄弟の同居要件が廃止されます。

健康保険法および船員保険法による被保険者の兄弟と弟妹の被扶養認定要件については、兄弟（被保険者との同居要件あり）と弟妹（同居要件なし）の間に差が設けられていましたが、**兄弟の同居要件が廃止**されるため、同居の確認書類の添付は不要となります。

※ 収入要件に変更はありません。

	被扶養対象者	同居要件
変更前	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫および弟妹	無
	②ア. 被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ. 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ. イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有
変更後	①被保険者の直系尊属、配偶者（内縁も含む）、子、孫および 兄弟 弟妹	無
	②ア. 被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ. 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ. イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有

※ 短時間労働者の適用拡大の詳しい内容等については、[機構ホームページ](http://www.nenkin.go.jp/)をご覧ください。
日本年金機構HP：<http://www.nenkin.go.jp/>

厚生労働省からのお知らせ

キャリアアップ助成金が拡充されました

平成 28 年 4 月からキャリアアップ助成金が拡充され、労働者の週所定労働時間を 25 時間未満から 30 時間以上に延長し、厚生年金保険等の適用対象とした場合の助成額が、1 人当たり 20 万円（大企業は 15 万円）となりました。詳細は、**最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。**

※ 10 月以降は、労働者の週所定労働時間を 5 時間以上延長し、厚生年金保険等の適用対象とした場合に助成（助成額は同額）。

※ 上記のほか、賃金の引上げに対する助成コースもあります。

（厚生労働省ホームページをご確認ください。）

キャリアアップ助成金

検索